

(別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業	要件
都市再生・まちづくり	都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例〔法第 21 条関係〕	別添 1
保育	都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例〔法第 20 条の 2 関係〕	別添 2
農業	農家レストランに係る農業振興地域の整備に関する法律施行規則の特例〔農林水産省関係共同省令〕	別添 3

《凡例》

法：国家戦略特別区域法

農林水産省関係共同省令：農林水産省関係国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令

※ 別添 1～3 の各シートにおいて記載する要件は、特定事業について法令等で個別に定められている要件のほか、法第 7 条第 2 項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、選定に当たっては、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮します。また、各要件については、応募時点で具備するものに限らず、将来的に具備する予定であるものでもよいこととします。

(別添 1)

都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例（国家戦略都市計画建築物等整備事業）〔法第 21 条関係〕

【要件】

- ①事業を実施する場所が国家戦略特別区域内にあること。
- ②産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な建築物その他の施設を整備する事業であって、都市計画の決定又は変更により可能となるものを行おうとするものであること。
- ③実施時期については、2020 年までの着工を予定していること。

(別添 2)

都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例（都市公園占用保育所等施設設置事業）
〔法第 20 条の 2 関係〕

【要件】

- ①事業を実施する場所が国家戦略特別区域内にあること。
- ②施行令第 23 条で定める社会福祉施設を設置しようとするものであること。
- ③当該事業を実施した場合に、施行令第 24 条で定める技術的基準に適合すると見込まれること。
- ④実施時期については、2020 年までの設置を予定していること。

(別添3)

農家レストランに係る農業振興地域の整備に関する法律施行規則の特例
(地域農畜産物利用促進事業)〔農林水産省関係共同省令関係〕

【要件】

- ①当該事業の対象施設が国家戦略特別区域内の農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において同法第3条第4号に掲げる土地としてその用途が指定された土地に設置しようとするものであること。
- ②多数人に対して、自己の生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される市町村の区域内若しくは農業振興地域内において生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供しようとするものであること。
- ③耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する予定のものであること。
- ④実施時期については、平成28年度末までの事業開始を予定していること。